

コロナ感染防止に係る 休暇等の一時的な取り扱い

休校や休園の影響が広がる

学校の休校や保育園の休園により、休まざるを得ない社員が多くなっています。年休対応では限界の声も聞かれ、悩んでいる社員も多くいるようです。

会社の対応は？

会社は、令和2年に「休暇等の一時的な取り扱いについて」を発し、図のように柔軟に対応することを示しています。

※小学校等に通う子を持つ社員の皆さんが休暇等を取得しやすいようにします(会社資料より)

	現 行	一時的な取り扱い
半休	×(4月1日より○)	○
保存休暇	○(小3まで)	○(小6まで)
養育休暇	○(小3まで 月5日)	○(小6まで 月上限なし)
時間の欠勤	×	○(業務に支障のない範囲)

無給では生活が不安!?

養育休暇が取れるのは良いけれども、無給になっては生活が大変になるのではと不安になる社員も多くいると思います。

昨年、国はコロナ感染拡大に伴い、「小学校休業等対応助成金」制度を立ち上げました。様々な制限が多く「使い勝手が悪い」と批判があり、現在は、労働者が直接、各地の労働局に申請出来るようになっていきます。ただし、不正受給を防ぐため、「企業に従業員を休ませたのか」という事後確認は行うとしています。

休暇取得期間	日額上限額	申請期限
令和3年8月1日～ 10月31日	13,500円	令和4年2月28日(月) 必着
令和4年1月1日～ 3月31日	令和4年1～2月:11,000円 令和4年3月 : 9,000円	令和4年5月31日(火) 必着

(厚生労働省 HP より)

迅速・柔軟な対応を現場長に求めましょう!
解決できない場合は国労組合員に相談を!